

小田原市立千代中学校 部活動に係る活動方針

部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。本校でもこれらの部活動の意義に基づき、部活動に係る活動方針を次のように策定した。

◆1 基本方針

(1) 部活動の目標

学校教育目標「自ら学び、主体的に判断し、行動できる生徒」の具現化

- * 自主性・責任感・創造性・礼儀・思いやりの養成をめざす。
- * 日常の活動を通し、豊かな情操と強靱な体力、忍耐力の育成をめざす。
- * 集団の一員であることを自覚させ、協調性・互助の精神を養う。
- * 自由意志に基づく活動によって、おおらかな雰囲気の中にも、高い練度のある文化や技術をめざす気概を育てる。

(2) 部活動方針

- * 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に準拠し、「学校生活のきまり」や「部活動運営上のきまり」の徹底を図る。
- * 部活動への生徒の参加は自由意志によるものとする。放課後に学級や学年の仕事などがある場合はこれを優先する。
- * 教師の部活動指導は、原則として教師の自由意志によるものとする。しかし、教師の希望を尊重するものの、次の点については互助の精神に立ち、できる限りの協力をするものとする。

①部活動顧問に病気ややむを得ない事情のあるときは、試合の引率を含めて他の教員に指導をお願いすることがある。(複数顧問制 … ◆2 適切な運営のための体制整備)

②部活動顧問の調整、任命は管理職が行う。

- * 個々の部活動の実践計画を立案し、その実践に取り組む。
- * 生徒一人ひとりに部活動の目標を理解させ、個人としての目標も立てさせる。
- * 家庭との連絡を密にし、活動の理解や協力を求める。
- * 部活動顧問（教員）の直接指導下における活動を原則とする。
- * 地域指導者は本校の部活動の方針のもと教育的指導の可能な人物を校長が承認し、市教育委員会に申請・登録する。活動は教員の指導の下、活動計画に則り技術指導を中心に行う。校長の主催する「部活動地域指導者説明会」への参加と、市教育委員会の主催する「部活動地域指導者研修会」に参加することとする。

◆ 2 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画及び月活動予定、活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 活動方針や活動時間、場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。
- (3) 部活動顧問は原則複数名配置し、顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- (4) 日常の運営、指導に関して、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図る。
- (5) 校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

◆ 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 効率的・効果的で安全な練習メニューを設定し、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境の整備に努める。
- (2) けがや事故、体罰等のハラスメントの未然防止に努める。

◆ 4 適切な休養日等の設定

- (1) 週当たり授業日1日以上、休業日1以上の休養日を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える)
 - * 休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。
 - * 年間 52 週と考え、1年間に授業日及び休業日各 52 日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設けるようにする。
 - * 授業日の休養日は、朝練習、放課後の部活動が行われない日を1日とする。
 - * 長期休業中は、休業日と同様の扱いとする。
- (2) 定期テスト前の1週間及び定期テスト中は、休止期間とする。
- (3) 1日の活動時間を、長くとも授業日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う

◆ 5 活動環境の整備・地域との連携

- (1) 生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定する。
- (2) 地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、学校と地域・保護者が共に連携した環境整備に努める。

※ その他、下校時刻や活動中の注意事項等については、別に定める。